

令和8年5月29日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器（スマートフォン用）、リチウム電池内蔵充電器に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちカセットこんろ1件） 1件

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 10件
（うちリチウム電池内蔵充電器3件、
バッテリー（リチウムイオン、電動リール用）1件、照明器具1件、
食器洗い乾燥機（ビルトイン式）1件、
電気温風機（セラミックファンヒーター）1件、タブレット端末1件、
電気シェーバー1件、リチウム電池内蔵充電器（スマートフォン用）1件）

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 16件
（うちパワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、エアコン（室外機）1件、
バッテリー（リチウムイオン）1件、延長コード（USB充電ポート付）1件、
スピーカー（充電式）1件、ウォーターサーバー1件、
太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）2件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、
充電器（ラジオコントロール玩具用）1件、充電器1件、
電子レンジ1件、USBケーブル1件、電動工具（ドライバー、充電式）1件、
椅子（入浴用）1件）

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300281、A202300405、A202301094、A202301110、A202400179、A202400220、A202400545 を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600151	令和8年5月11日	令和8年5月26日	充電器(ラジオコントロール玩具用)	火災	当該製品にバッテリーを接続して充電中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202600152	令和8年2月26日	令和8年5月26日	充電器	火災	事務所で発煙に気付き確認すると、建物1棟を全焼する火災が発生していた。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月18日
A202600154	令和8年5月17日	令和8年5月27日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202600155	令和8年5月19日	令和8年5月27日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202600156	令和8年3月25日	令和8年5月27日	USBケーブル	火災	車両内で当該製品を充電器に接続し使用中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月18日
A202600157	令和8年4月11日	令和8年5月27日	電動工具(ドライバー、充電式)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月22日
A202600158	令和8年4月19日	令和8年5月27日	椅子(入浴用)	重傷1名	当該製品に座ろうとした際に、滑って転倒し、腰を負傷した。使用状況も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月19日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
 該当案件なし